

13 環境省（構造改革特区第19次 検討要請）.xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1023010	鳥獣保護区等の区域指定を表示するための標識設置基準の撤廃	標識設置基準を地方自治体が地域の実情に応じて設定する	①現状 都道府県知事は、指定猟法禁止区域、鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域の指定に際し、区域を表示する標識を設置しなければならないとされており、国が標識のサイズを全国一律に規定している。 ②問題点 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律は、標識の大きさや支柱の地上部分の長さ等、標識の形状や設置方法の細部まで規定しているため、電柱や他の案内板に標識を張り付けるなど既設の構造物を利用した効果的な設置ができない。 ③解決策 標識設置基準を地方自治体が地域の実情に応じて設定する。 ④効果 既設の構造物を利用した効果的な表示が可能となることから、県民への鳥獣保護区等の周知が進み、鳥獣の保護が図れるとともに地域住民の安全・安心な暮らしの確保につながる。		福岡県外40都道府県	福岡県外40都道府県	環境省
1024010	一般廃棄物再生利用業の指定ができる行政機関の緩和	現行法で規定されている一般廃棄物再生利用業の指定の出す行政機関は市町村となっているが、都道府県においても指定を可能とする。	一般廃棄物再生利用業の指定を市町村から都道府県に移行し、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指す。 (再生利用業とは、再生輸送業及び再生生活業をいう) 現在再生輸送業を行うには、廃棄物が出る(積み込む)市町村毎に市長村長からの積み込む指定等を必要とし、その廃棄物を降ろす事業所のある市町村でも市町村長の降ろす指定を必要とする為、事業者は煩雑な手続きを求められることにより、事業の拡大を抑制されている。また、再生生活業においては、廃棄物を受け入れるにあたり、指定、許可、自己搬入等、法律上認められた者からしか受け入れることができない為、指定の出していない市町村の廃棄物を受け入れるには、自己搬入によるものしかなく、再生活用できる廃棄物があっても、焼却処分等されている適正な資源循環が妨げられているのが現状である。さらには、再生輸送業の指定を出していない市町村の排出者は、自己搬入を除き、許可業者へ委託するしかなく、また、市の許可があっても業者が少なく、市場の寡占化がおき、価格の高騰等の懸念及び適正な資源循環が妨げられている。 以上のことから、指定を出す行政主体を市町村から都道府県に移行することにより、再生利用業の行える区域が拡大し、事業者の事業の拡大に伴う雇用の創出及び設備投資に伴う地域の活性化、排出者の廃棄物の再資源化の推進、焼却等廃棄物の減量に伴う地方自治体の一般廃棄物処理費用の軽減につながる。 代替措置：当制度の適正な運用を行うにあたり、指定処分者(都道府県)による定期的な報告書提出の義務付け及び適宜業者事業場等への検査を行うことにより、当制度の適正な運用を図れると考える。		個人	大阪府	環境省
1029010	浄化槽法定検査の効率化に関する環境省との協議の撤廃	浄化槽法定検査にBOD検査の導入等による効率化検査の採用について、環境省との事前協議を不要とすることを求める。	浄化槽法第11条の定期検査にBOD検査を導入し、検査の効率を図る制度の採用に当たっては、浄化槽対策室長通知に基づく環境省との協議が必要とされている。しかしながら、この通知は地方自治法第245条の4の規定による技術的助言の域を超えるものでなく、法令によらない協議等事務の義務付けは拘束力を有していないと考える。加えて、本検査制度に効率化等の観点から創意工夫を行う事務は、地域の実情を熟知している地方自治体に委ねるべきである。		埼玉県	埼玉県	環境省
1040010	市町村設置型浄化槽における法定検査(浄化槽法第11条に基づく水質検査)の実施要件の緩和	市町村設置型浄化槽について、毎年1回と定められている浄化槽法第11条に規定する水質に関する検査の実施頻度を、3年から5年に1回とする。	・市町村設置型浄化槽は、市町村がその維持管理を行うことから、保守点検、清掃及び法定検査の適切な実施が確保され、公共用水域の水質の保全のために効果的な施策である。 ・本県では13市町村がこの事業に取り組んでおり、全国的に取組数が多いところであるが、設置後の維持管理に経費がかかるという理由で、取り組む市町村が減ってきているのが現状。 ・そこで、市町村設置型浄化槽については法定検査の実施を3年から5年に1回とすることで、市町村の財政負担の軽減にも寄与し、市町村設置型浄化槽の整備促進を図ることができる。		熊本県	熊本県	環境省
1043010	高濃度バイオディーゼルの販売可能化	軽油と混合して販売する脂肪酸メチルエステルとの混合割合の規制(5.0質量%以下)を撤廃する。	洲本市、淡路市で廃食用油によるBDF生産が拡大しつつあるが、混合割合5質量%未満の販売しか認められていないため、自家消費以外の利用が広がらず、本格的な普及段階に進んでいない。 地球温暖化対策並びに資源制約の時代にも持続する地域づくりの観点から、自動車の脱化石燃料化を進めることが不可欠であり、BDFの利用が進むことで、地域全体での廃食用油の再利用や菜の花・ひまわり等の原料作物の栽培が盛んになり、自動車の脱化石燃料化に貢献するものである。		兵庫県	兵庫県	経済産業省 環境省

13 環境省（構造改革特区第19次 検討要請）.xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1043050	廃棄物系のバイオマス資源の 収集・運搬等の許可要件の緩和	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 において、廃棄物系バイオマスのリサイク ルループを完結する取組が「再生利用事 業計画」の認定を受けた場合は、当該バ イオマスの収集運搬の市町許可が不要と なる特例規定を創設	廃棄物系バイオマス資源の収集・運搬等の許可要件緩和により、バイオマス利活用推進を目指す。 具体的には、現在、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」により、食品関連事業者は、同法の基づく、再生利用事業 計画(食品廃棄物由来の肥料)により生産された農畜産物を食品関連事業者が引き取る計画:食品リサイクル・ループ)が主務大臣 の認定を受けた場合、認定計画に従って行う食品循環資源の収集運搬については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づ く一般廃棄物収集運搬業の許可が不要となっている。 そこで、食品廃棄物に限定せず、廃棄物系バイオマスのリサイクルループを完結する取組を団体等が実施することができれば、バ イオマスの利活用の推進につながる。 (理由) 廃棄物系バイオマスの肥料化等、利活用の事業化にあたっては、原料の安定的な入手が必要であり、産業廃棄物に限らず一般 廃棄物も取り扱うことが必要となり、一般事業者に加え産業廃棄物処理業者にとっても、取り組み促進に支障となっている		兵庫県	兵庫県	環境省
1043060	狩猟免許試験において、試験 項目の一部を免除すること	狩猟免許試験の実施項目における「狩猟 について必要な技能」に係る課題の大部 分は、銃器の安全な取扱いについての項 目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4 条第1項第1号の規定による許可を有して いる者」については、既に「銃砲の安全な 取扱い」はクリアしているところであり、当 該技能試験のうち、銃砲所持許可の検定 と重複する課題を免除する。	捕獲の即戦力となり得る銃砲所持許可所持者に狩猟免許の取得を促していくために、銃刀法に基づき実施された技能検定において 銃器の基本操作については既に技能を確認されていることから、狩猟免許技能試験において重複する当該項目についてのみ免除を 求めるものである。あくまで免除をするのは試験(検定)の実施視点にかかわらず普遍である基本操作(銃器の点検・分解結合、装 填、脱包)であり、実際の猟野での発砲を想定した試験項目(団体行動の場合の銃器の保持・受け渡し、休憩時の銃器の取扱等)につ いては実施するものである。 提案理由: 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が 喫緊の課題となっている。そのため狩猟免許所持者、とりわけ第一種銃猟免許所持者を増加させるために受験者の負担軽減が必要 であることから再提案するものである。		兵庫県	兵庫県	環境省
1043070	鳥獣保護区において狩猟期間 中に捕獲許可を受けずに特定 鳥獣を捕獲できるようにする	鳥獣保護区のうち、特定の鳥獣(シカ、イ ノシシ)の個体数が増加して農林業被害が 発生している地域で、知事が指定した区 域については、わなで捕獲する場合に限 り狩猟期間中の捕獲許可を不要とする。	鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害を発生させている地 域のうち、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を受けなく捕獲でき る特例を設ける。 他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法(わなに限定)を限定して行うことから、 鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる。 提案理由: 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、鳥獣保護区においても有害鳥獣捕獲や個体数調整の実施により 捕獲を行っているが、許可捕獲では捕獲従事者の減少等により、十分な捕獲ができていない。農林業被害を早期に減少させるため 、有害鳥獣捕獲のみでなく狩猟も含めた総合的な個体数減少に向けた取組が必要となっている。また、農林業被害の影響から鳥獣保 護区の更新の際には地元同意が難しい状況が生じており、一時的に狩猟による捕獲を実施することが、結果的に鳥獣保護区の存続 に繋がるものである。		兵庫県	兵庫県	環境省
1043080	有害鳥獣捕獲活動において、 夜間(日没後から日出前まで) も銃によるシカの捕獲をでき ることとする	農林業被害が著しい地域においてシカの 捕獲拡大を進めるため、夜間に行う大量 捕獲わな等により捕獲したシカの止めさ し等について、夜間の銃の使用を可能とす る。	日出前及び日没後に禁止されている銃猟について、大量捕獲わな等により捕獲したシカの止めさし等、灯火するなどにより安全性を 十分確保できるものについては、夜間においても銃器の使用を可能とする。これにより安全を確保しつつ効率的なシカの捕獲を進め、 また勤務時間外の夜間に捕獲隊員を確保することにより早期に農林業被害の減少を図る。 提案理由: 本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが未だ適正頭数に 達しておらず、一方、捕獲班員の減少・高齢化等により日中の捕獲活動はこれ以上拡大できない状況にある。		兵庫県	兵庫県	環境省
1043090	自然公園区域における風力発 電施設設置に係る規制の適用 除外	国立公園内での風力発電施設設置につ いて、県が風車の設置が周辺の風致・景 観と調和すると認められる場合(山稜線に 設置する場合を除く)は、自然公園法の風 致景観に関する規制の適用を除外する。	本県では、本年度中に2020年度を目標年度とした次期地球温暖化防止推進計画を策定予定であり、その中で、自然エネルギーの大幅 導入を同計画に盛り込むことになると考えている。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施 設の設置を促進する。 提案理由: 本年1月に、わが国は、気候変動枠組条約事務局に対し、2020年までに1990年比で25%の削減目標を提出しており、今後、再生可能 エネルギーの導入促進は不可欠な状況である。その方策の1つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、風車 のある風景をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制 の適用を除外すべきである。		兵庫県	兵庫県	環境省

13 環境省（構造改革特区第19次 検討要請）.xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1044010	有害鳥獣被害の自己防衛手段の緩和について	農家の方が、狩猟免許を持たずに有害鳥獣を自分の農地内で捕獲できるようにするため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条2項口の「住宅の敷地内」を「住宅の敷地内及び農地内」に緩和し、なおかつ「狩猟期間内に限り」を「狩猟期間及び有害鳥獣捕獲許可期間」に緩和する。	有害鳥獣被害は年々増加傾向にあるため、個体数調整を行っているが、被害地域は拡大しており、高齢化の進んだ有害鳥獣駆除班では、その活動に限界を感じている。 現状では、目の前の農作物が被害にあっても、農家自身が有害鳥獣を捕獲することが出来ないため、追い払いと被害とのイタチごっこになっている。 農地の被害に対して自己防衛手段を緩和することで、農作物被害額の減少、耕作意欲の向上(耕作放棄地拡大の防止)、高齢化した有害鳥獣駆除班(猟友会)の負担軽減を図られる。		新見市	岡山県	環境省
1044050	狩猟鳥獣の追加について	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条に定められている狩猟鳥獣にサルを追加する。	年々サルの個体数が増加傾向にあり、農作物被害も増加している。 現状では、狩猟期間は11月15日から2月15日までで、狩猟鳥獣は、鳥類29種、獣類20種が定められている。 これまでは、獣類20種の中にサルが含まれていないため、狩猟期間中であってもサルを狩猟にて捕獲することが出来なかったが、サルを狩猟鳥獣に含めることで、サルも狩猟の対象となり、個体数の減少につながることも、農作物被害の減少、耕作意欲の向上(耕作放棄地拡大の防止)、高齢化した有害鳥獣駆除班(猟友会)の負担軽減につながる。		新見市	岡山県	環境省
1047010	地方公共団体における民間委託による一般廃棄物の最終処分場の設置に関する規制の緩和	現行法で規定されている民間企業による一般廃棄物の最終処分場の設置について、特定の一般廃棄物(一般廃棄物処理場から発生する焼却残渣を適正に中間処理したもの。以下「ばいじん等」という。)のみを搬入する場合には、処分する一般廃棄物を廃棄物処理法に基づく廃棄物から除外して、循環型社会基本法に基づく循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)として取り扱うと共に、最終処分場の設置許可を不要とする。	再生利用が可能な一般廃棄物のばいじん等を、将来の活用に備えて保管しながら、現代の社会で有効に活用することによって、最終処分量、最終処分コスト、二酸化炭素の排出量の削減を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指す。 具体的には、一般廃棄物の最終処分量の削減に取り組んでいる地方公共団体から排出されるばいじん等を、特定の民間企業が過疎化や産業の空洞化が進んでいる地域にある遊休地(工業団地を含む)に保管しながら、太陽光発電所の土木資材として活用する場合、 ・ばいじん等は、現時点ではコストが高い等の理由から再生利用が進まず、一般廃棄物として処分されているが、将来技術革新が進めば、コストの削減によって有用な資源となりうる。 ・ばいじん等を将来利用する場合には、資源として掘り出す見込みであるため、最終処分場は資源の保管場所と考えることができる。 ・ばいじん等が将来利用されるまでの間、現代社会において土木資材として活用することができる。 以上のことから、現行法に必要な最終処分場の設置許可について、ばいじん等を廃棄物から除外して最終処分場の設置許可を不要とする。	循環資源保管活用型太陽光発電特区	株式会社日本環境カレッジ研究	神奈川県	環境省
1064020	「専ら物」追加権限の付与	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物」(以下「専ら物」という。)は、環境省の指導により古紙、布類、ビン及びびん、鉄とされ、その収集・運搬・処分において許可が不要とされている。これら以外の一般廃棄物についても、地域の特性に鑑み、主として再生利用の実態のあるものについては、市長の権限で専ら物に追加するものとする。	木くず、食用油、不用土、小型家電など、流通ルートに乗せることにより一層のリサイクルが進むと思われるごみについて、市場原理によるリサイクルの手法を検討する。地域の特性に鑑み市場原理によるリサイクルが適すると認められるものについては、市長が「専ら物」に追加し、流通の円滑化を図ることにより、合理的で効率的なリサイクルを進める。		豊橋市	愛知県	環境省
1073010	処理区域外で発生するし尿について下水処理場での受け入れ可能化	「下水処理場」と「し尿処理場」は、どちらも汚水の浄化を目的としており、公共下水道とし尿の両方を勘案した汚水処理計画を策定し、「し尿処理場」の処理施設を「下水処理場」に集約化することでコスト縮減が大幅に図れることから、下水道法第2条に規定する処理区域の区域外発生するし尿についても「下水処理場」で受入れて共同処理ができるようにする。	昭和47年8月7日付通達(環整発第38号・建設省都下事発第32号)では、し尿を「下水処理場」で処理できる区域は、下水道法第2条に規定する処理区域(供用開始が告示された区域)内に限定されている。 しかし、「下水処理場」と「し尿処理場」は、どちらも汚水の浄化を目的としているにもかかわらず、所管省庁の違いから同様の処理施設を設けなくてはならず、結果として二重投資となり、コスト増の要因となっている。多くの自治体が、独自に処理施設を持ち、汚水処理を行っていることから、両者を連絡管渠で接続し、処理機能を一つの処理場に集約させることにより、効率的な管理が可能となる。 なお、汲取りし尿や浄化槽汚泥は汚濁濃度が高いことから、現「し尿処理場」を中継所として位置づけ、そこで希釈等の前処理をした後に、既設公共下水道管へ流入させる方法により「下水処理場」において一元化する方法を検討している。	汚水処理施設連携総合特区	松山市	愛媛県	国土交通省 環境省

13 環境省（構造改革特区第19次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1076020	ガソリンに関する燃料の規格の緩和	ガソリンに係る燃料の規格について、エタノールが容量比3%以下とされているところ、10から20%以下まで引上げることが求められる。	現在宮古島においては、製糖後の残渣糖蜜等を活用してバイオエタノールを生産し、これを燃料の一部として島内において利用するとともにバイオエタノールの生産の過程で生じる蒸留残渣について肥料又は飼料として島内の農畜産業において利用し、エネルギーの地産地消を通じた環境調和型の循環型社会のモデルの形成を目指す、「宮古島バイオエタノール実証事業」が進められている。当該実証事業においてはバイオエタノールは、主にガソリンに混合させて自動車の燃料として活用することとされている。現行制度においてはこうしたエタノール含有ガソリンについては、その含有の割合が3%であるもの(E3)までは使用が認められているが、これを超えるものはガソリンとしての使用が認められていない。一方、米国においては10%まで(E10)、ブラジルにおいては20から25%まで(E20～25)ガソリンに含有することが認められ、実際にこうしたガソリンを燃料とした自動車が走行している。エタノールの使用については、これによる自動車、給油設備等の劣化等に関する課題が指摘されているが、我が国の一部の自動車企業が製造する自動車については、米国に輸出されE10等を使用しても何ら問題が生じない構造と同一の構造となっており、指摘されている課題は技術的には既に解決済みであると言える。かかる状況下において、またグリーンイノベーションを目指しているところ、E10等の使用が認められていないというのは著しく合理性を欠くものであると考えられる。そこで、本特例措置についてまず実証事業が進められている宮古島において実験し、宮古島発で全国に展開することを提案するものである。	宮古島バイオエタノールプロジェクト	㈱三井物産戦略研究所	東京都	経済産業省 国土交通省 環境省
1080010	鳥獣保護区における特定鳥獣(イノシシ)の狩猟解禁	鳥獣保護区のうち、イノシシの個体数が増加して農業被害が発生している地域において、知事が区域や期間を設定し、イノシシに限り狩猟を可能にする。	鳥獣保護法によれば、鳥獣保護区内では狩猟により鳥獣の捕獲をすることはできない。県内の中通り、浜通り地方にあっては、近年鳥獣保護区内も含めイノシシの生息数が増加し農作物被害が発生しており、耕作意欲の低下などにより耕作放棄地や荒廃農地の増加が懸念されている。市町村が行う有害鳥獣捕獲隊による捕獲は鳥獣保護区内でも行えるが、予算や対応に限界があり十分な捕獲圧が確保できない実態にある。そこで、イノシシに限り鳥獣保護区内においても狩猟が行えるよう、知事が区域や期間を設定し、効果的な捕獲圧を確保することで、イノシシによる農作物被害を減少させ、地域の活性化に結びつける。		福島県	福島県	環境省